

平成 20 年 5 月 29 日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
オリックス不動産投資法人  
代表者名： 執行役員 小野 義夫  
(コード番号 8954)

資産運用会社名  
オリックス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名： 代表取締役社長 佐藤 光男  
問合せ先： 取締役常務執行役員 八塚 弘文  
T E L : 03-3435-3285

### 資産運用委託契約等の変更に関するお知らせ

本投資法人は平成20年5月29日開催の役員会において、本投資法人の資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社(以下「OAM」といいます。)との間で締結している資産運用委託契約及びその別紙である関係会社取引規程の内容変更を決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

1. 資産運用委託契約の主な変更点  
当該契約の別紙である関係会社取引規程の変更に伴う所要の変更を行いました。関係会社取引規程の主な変更点は、次項をご参照ください。
2. 関係会社取引規程の主な変更点
  - (1) 関係会社取引規程における『関係会社等』の範囲を見直し、「資産運用会社の株主およびその株主が過半を出資する法人」等を新たに加え、「資産運用会社の利害関係人等の関係会社」を除外する等の変更を行いました。

【変更前の『関係会社等』】

運用会社の利害関係人等(本法第 201 条第 1 項、本法施行令第 123 条)

前号の関係会社(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業府令」という。)第 177 条第 6 項に定めるものをいう。)

第 号又は前号の該当社がアセットマネジメントを受託する、第 号又は前号の該当会社の役員が役員の過半数を占める等の事由により、その意思決定に関して第 号又は前号の該当社が重要な影響を及ぼしうると認められる特別目的会社(金商業府令第 33 条第 2 項に定めるものをいう。)

注1. 「運用会社」とはOAMを、「本法」とは「投資信託及び投資法人に関する法律」を、「本法施行令」とは「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」を意味します。

注2. 下線は変更箇所を示します。

【変更後の『関係会社等』】

当社の利害関係人等(投信法第 201 条第 1 項及び投信法施行令第 123 条に定めるものをいう。)

当社の株主

当社の株主が過半を出資している、又は役員の過半を占めている法人等(当該株主が金商法第 29 条の 4 第 2 項に定める主要株主である場合に限る。)

資産運用委託契約又は投資一任契約(金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに定めるものをいう。)

に基づき、前3号に定める者がアセットマネジメントを受託又は受任する、前3号に定める者の役職員が役員の過半数を占める等の事由により、その意思決定に関して前3号に掲げる者が重要な影響を及ぼしうると認められる特別目的会社(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含む。)第33条第2項に定めるものをいう。)

注1. 「当社」とはOAMを、「投信法」とは「投資信託及び投資法人に関する法律」を、「投信法施行令」とは「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」を意味します。

注2. 下線は変更箇所を示します。

- (2) 本投資法人役員会の事前承認を要する取引の範囲について重要度等を勘案のうえ見直し、項目を限定列挙するとともに、決議方法を変更しました。

**[変更前]**

<取引の範囲>

一部の除外取引を除く全ての法律行為

決議方法: 本投資法人役員会にて決議

注1. 変更前の関係会社取引規程においては、「本投資法人のために又はその資産運用業務としてOAMが関係会社等との間で行う取引、支払いその他法律行為」(「関係会社等取引等」)のうち一部を除外したものが、本投資法人の役員会の決議を要するものと定められていました。

**[変更後]**

<取引の範囲 >

- ・不動産関連資産の取得又は譲渡に係る契約の締結、変更、解約
- ・資金の借入れ又は特定融資枠若しくはコミットメントライン等の設定にかかる契約の締結又は変更
- ・不動産関連資産に対する担保権の設定又はその条件の変更
- ・関係会社等が発行する有価証券の取得

決議方法: OAM取締役会を経たうえ、本投資法人役員会にて決議

<取引の範囲 >

- ・1件100万円を超過する仲介手数料、代理報酬等(不動産関連資産の取得、譲渡、賃貸借の媒介又は代理につき発生するものをいいます。)の支払い
- ・賃貸借契約、プロパティマネジメント契約、ビルマネジメント契約の締結又は変更
- ・不動産関連資産に係る年間保険料が1件300万円を超過する損害保険の付保
- ・1件2,000万円を超過する工事の発注

決議方法: OAM取締役会にて決議、その後、本投資法人役員会へ報告

注1. 変更後の関係会社取引規程においては、「本投資法人のために若しくは本投資法人を代理して、又はその投資運用業務等としてOAMが関係会社等との間で行う取引(本投資法人が単に利益を得、又は義務を免れる取引を除く。)(「関係会社等取引」)のうち上記のものが、本投資法人の役員会又はOAMの取締役会の決議を要するものと定められます。

- (3) 情報の開示及び管理に関する規程を関係会社取引規程から分離し、開示の対象となる取引をその重要度等を勘案のうえ見直し、別途定めることとしました。

- (4) その他、条文の整備、軽微な文言の変更等を行いました。

以上

本日資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会